

平成16年4月7日

情報取扱責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示規則等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、会社情報の適時・適切な開示をはじめ、当取引所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等を一部改正し、本年4月8日から施行することとしましたので、ご通知いたします。（別紙参照）

当取引所では、昨今において我が国企業業績が短期間に大きく変動する事例が多く見られることを踏まえ、上場会社の経営成績・財政状態に係る有用な情報がより高い頻度で定期的に開示されることが適当との観点から、上場会社各位のご協力をいただきながら、売上高等の「四半期業績の概況」の開示など、上場会社の四半期財務情報の開示の促進に向けた取組みを積極的に進めてきております。今回の改正は、昨年12月に公表した「四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示制度の見直しについて」(制度要綱)の内容に沿って、投資者により有用な情報を提供するとともに国際比較の観点から遜色のない四半期財務情報の開示制度を構築するため、本年4月1日より開始する連結会計年度から、より詳細な「四半期財務・業績の概況」の開示を求めることとするものです。

上場会社各位におかれましては、以下の規則改正の概要及び実務上の留意点をご参照いただき、引き続き四半期開示の一層の充実にご協力賜りますようお願い申し上げます。

1．四半期財務・業績の概況の開示の内容

上場会社¹は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとします。

四半期財務・業績の概況の開示においては、当該四半期における上場会社の属する企業集団（連結財務諸表非作成会社は、当該上場会社）の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報の開示が必要となります。具体的には、連結ベース（連結財務諸表非作成会社は、個別ベース）の売上高、営業利益、経常利益、四半期（当期）純利益、総資産及び株主資本の額の各項目の開示並びに（要約）貸借対照表及び（要約）損益計算書の添付が原則として求められます。

このほか、開示される数値情報の有用性を高める観点から、経営成績の進捗状況や財政状態の変動状況に関する定性的情報等について、業績の季節的要因による影響など投資者に適切な理解を促す必要があると考えられるものも含め、分かりやすく説明していただくようお願いいたします。また、四半期財務情報の作成・開示において、「四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会」が昨年8月に公表した「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」を参考にするなど中間（連結）財務諸表等の作成基準をベースに一部簡便な方法を採用する場合には、その旨及び採用した簡便な方法のうち重要なものについて開示資料に記載いただきますようお願いいたします。

なお、当取引所では、四半期財務・業績の概況の開示様式を作成いたしましたので、開示資料の作成に際してご参照ください。（様式につきましては、当取引所のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

2．適用関係

¹ 従来から別の規定により四半期財務・業績の概況の開示を求めているセントレックスの上場会社を除く。

四半期財務・業績の概況の開示は、本年4月1日以後開始する連結会計年度の開示から適用されます。

なお、経過措置として、システム対応、子会社における対応等の必要がある上場会社についての実務上の準備期間のために、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、従前の四半期業績の概況の開示を行うこともできることといたしておりますが、上場会社各位におかれましては、本経過措置の趣旨を十分にご理解いただき、速やかに準備を進めて、準備が整い次第四半期財務・業績の概況を開示するといった対応を行っていただくことが求められていることを踏まえ、適切にご対処いただきますよう強くお願い申し上げます。

次の会社は経過措置の対象外となります。

- (1) 平成16年4月1日以後に上場申請が行われて上場した上場会社（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けた会社（同項の上場会社が経過措置の適用を受けていた場合に限る。）を除く。）
- (2) 平成16年4月1日以後に指定の申請が行われて市場第二部銘柄から市場第一部銘柄に指定された上場会社
- (3) 平成16年4月1日以後に上場市場の変更申請が行われてセントレックスからの上場市場の変更が行われた上場会社

経過期間における四半期業績の概況の開示については、従前どおり、平成17年3月30日までに終了する事業年度においては、企業集団の売上高等の開示に代えて、当該上場会社の売上高等の開示とすることができます。

敬 具